

広島県告示第九百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十一年年広島県告示第百七十号で認可した広島圏都市計画下水道事業吳公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業吳公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月十九日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

平成三十一年広島県告示第百七十号の事業地のうち、呉市宝町地内において事業地を

変更する

使用の部分

平成三十一年広島県告示第百七十号の事業地のうち、呉市宝町地内において事業地を変更する